|  |
| --- |
| **ＩＯ０１．輸入動物検査申請事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＯＡ | 輸入動物検査申請事項登録 |

１．業務概要

システムにより行う「輸入動物検査申請」業務に先立ち、輸入動物検査申請の情報を登録する業務である。

登録した輸入動物検査申請事項は、任意に訂正することができる。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

なし。

４．入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

（ａ）申請先動物検疫所コード、申請番号

申請事項の訂正の場合は、申請番号の先頭２桁が、申請先の動物検疫所コードと一致すること。

（ｂ）輸入申告等リンク要否、ＡＷＢ／ＢＬ番号

輸入申告等リンク要否が「Ｙ」の場合は、ＡＷＢ／ＢＬ番号に入力があること。

（ｃ）動物種コード、品種コード

動物種コードがサルのコードの場合は、品種コードに入力があること。

（ｄ）動物種コード、学名、出国検疫施設コード

①動物種コードがサルのコードの場合は、学名、出国検疫施設コードに入力があること。

②サル以外の場合は入力がないこと。

（ｅ）動物種コード、輸出国輸出許可書番号(CITES)、原産国輸出許可書番号(CITES)

①動物種コードがサルのコードの場合は、輸出国輸出許可書番号(CITES)、原産国輸出許可書番号(CITES)のいずれかに入力があること。

②サル以外の場合は入力がないこと。

（ｆ）動物種コード、仕向地外来生物法飼養等許可番号、輸送者外来生物法飼養等許可番号

①動物種コードがサルのコードの場合は、仕向地外来生物法飼養等許可番号、輸送者外来生物法飼養等許可番号のいずれかに入力があること。

②サル以外の場合は入力がないこと。

（ｇ）頭（羽・群）数（雄）、頭（羽・群）数（雌）、頭（羽・群）数（去勢）頭（羽・群）数（無鑑別不明）

いずれか一つ以上に入力があること。

（ｈ）年齢不明、年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位

①年齢不明が「Ｙ」の場合は、年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位に入力がないこと。

②年齢不明に入力がない場合は、年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位に入力があること。

（ｉ）年齢（最小）、年齢（最大）

①いずれか一方に入力がある場合は、他方にも入力があること。

②年齢（最小）　≦　年齢（最大）であること。

（ｊ）年齢（最小）、年齢（最大）、年齢単位

①年齢に入力がある場合は、年齢単位に入力があること。

②年齢に入力がない場合は、年齢単位に入力がないこと。

（ｋ）搭載年月日、到着年月日

搭載年月日　≦　到着年月日であること。

（ｌ）仕向先が複数ある場合、仕向地名、市町村コード、住所、代表者氏名、電話番号

①仕向先が複数ある場合が「Ｙ」以外の場合は、仕向地名、市町村コード、住所、代表者氏名、電話番号に入力があること。

②仕向先が複数ある場合が「Ｙ」の場合は、入力がないこと。

（ｍ）動物種コード、ロット番号

動物種コードが「うさぎ」、「みつばち」、または「指定外」以外の場合は、ロット番号に入力があること。

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）ＤＢ関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報ＤＢ」に登録されている利用者であること。

②全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等は除く）であること。

③訂正の場合は、本業務で登録を行った利用者と同じであること。

（Ｂ）申請番号（申請事項の訂正の場合）

①「輸入動物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②申請されていないこと。

③無効でないこと。

④取り止めされていないこと。

（Ｃ）申請区分

「動物申請区分ＤＢ」に登録されていること。

（Ｄ）申請先動物検疫所コード

「動物検疫所ＤＢ」に登録されていること。

（Ｅ）動物種コード

「動物種類ＤＢ」に登録されていること。

（Ｆ）品種コード

「動物品種ＤＢ」に登録されていること。

（Ｇ）年齢単位コード

「年齢単位ＤＢ」に登録されていること。

（Ｈ）ロット番号

「輸入動物ロットＤＢ」に登録されていること。

（Ｉ）用途コード

「動物用途ＤＢ」に登録されていること。

（Ｊ）動物種コード、用途コード

動物種コードと用途コードの組合せが、「動物種類／動物用途関連ＤＢ」に登録されていること。

（Ｋ）仕出国（地域）コード

「仕出国（地域）ＤＢ」に登録されていること。

（Ｌ）輸送形態コード

「輸送形態ＤＢ」に登録されていること。

（Ｍ）搭載地コード

「都市ＤＢ」に登録されていること。

（Ｎ）到着港コード

入力された到着港コードの先頭に「ＪＰ」を付加したコードが「都市ＤＢ」に登録されていること。

（Ｏ）係留検査場所コード

「動物係留検査場所ＤＢ」に登録されていること。

（Ｐ）市町村コード

「市町村ＤＢ」に登録されていること。

（Ｑ）荷受人コード

「荷受荷送人ＤＢ」または「法人番号管理ＤＢ」に登録されていること。

（Ｒ）出国検疫施設コード

「輸出国検疫施設ＤＢ」に登録されていること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）申請番号の払出し処理

輸入動物検査申請事項の登録の場合は、申請番号をシステムで自動付与する。付与される申請番号は、２桁の英字（申請先動物検疫所コード）＋１桁の英字（輸入）＋７桁の数字（７桁の数字のうち下１桁が枝番）である。

（３）共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

（Ｂ）輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ１０「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理を参照。

（４）申請ＤＢ処理

（Ａ）輸入動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を新規登録する。

（Ｂ）輸入動物検査申請事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸入動物検査申請ＤＢ」に更新する。

（Ｃ）変更承認後の輸入動物検査申請事項の登録の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「輸入動物検査申請ＤＢ」に更新する。

（５）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（６）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①入力されたＡＷＢ／ＢＬ番号が、「海上貨物ＤＢ」または「航空輸入貨物ＤＢ」に存在しない場合。

②｢荷受人コード｣(入力がない場合、｢荷受人氏名｣)と｢ＡＷＢ／ＢＬ番号｣が同一の共通管理番号が、複数登録されているが、最新の共通管理番号を補完した場合。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸入動物検査申請事項登録応答情報 | なし | 入力者 |
| 輸入動物検査申請事項登録情報 | 共通管理番号処理要求処理でエラーとなった場合 | 入力者 |

７．特記事項

①各名称は、「無符号（バスケットコード）」のコード以外でＤＢに存在するコードが入力された場合は、名称に何らかの入力があっても、ＤＢ上に登録されているコードに対応する名称を上書き出力する。ただし、荷受人氏名、荷受人住所については、入力された名称に上書き出力は行わない。

②同一年齢の動物を複数頭申請する場合は、年齢（最小）と年齢（最大）に同じ値を入力すること。

例）５才の動物を複数頭申請する場合は、→年齢（最小）＝５、年齢（最大）＝５を入力する。